

## 平成 22 年 天草市農業委員会第 1 回総会議事録（公表用）

平成 22 年 1 月 26 日天草市農業委員会総会が天草市民センターに招集された。

### 1、総会に出席した委員は、次のとおりである（33 名）

1 番	鬼塚 猛清	君	21 番	山本 隆久	君
2 番	滝下清三郎	君	22 番	浦上 廣幸	君
3 番	川崎 眞志男	君	23 番	平岡 秀樹	君
4 番		君	24 番	山田 昭則	君
5 番	梅本 秀幸	君	25 番		君
6 番	福本 富人	君	26 番	佐藤 駿二	君
7 番	佐々木碩哉	君	27 番		君
8 番	稲田 秀敏	君	28 番	川原 昭雄	君
9 番	鶴田 雄士	君	29 番	前田 達也	君
10 番	元島 正則	君	30 番	小松 信男	君
11 番	松岡 健吾	君	31 番	江良 邦勝	君
12 番	井上 哲晴	君	32 番	落合 正實	君
13 番		君	33 番	宮崎 義一	君
14 番	山本 友保	君	34 番	椎葉 次穂	君
15 番	森岡 一正	君	35 番	松原 高弘	君
16 番	大塚 宏	君	36 番		君
17 番	松川 兼光	君	37 番	戸谷 泰典	君
18 番	倉田 喜一	君	38 番	森本 文隆	君
19 番	川口 直	君			
20 番	原田 康盛	君			

### 2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（5 名）

4 番	坂上 眞守	君	27 番	池田 裕之	君
13 番	松本 明博	君	36 番	小堀田幸一	君
25 番	川峯 正美	君			

### 3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局 長	新納 博章	参 事	松田 泰治
農地庶務係長	中村 政一	主 査	松村 康平
参 事	平井千嘉子		

### 4、議事日程

開 会

日程第 1		議事録署名委員の指名について
日程第 2	議第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議第 2 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 4	議第 3 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 5	議第 4 号	買受適格証明願（転用目的）について
日程第 6	議第 5 号	農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等について
日程第 7	議第 6 号	天草市農業委員会委員選挙人名簿登載申請に係る資格審査について

閉 会

開 議 午後1時00分

○議長 皆さんこんにちは。まずもって先日の農業委員研修ですが、お忙しい中にご参加いただきましてありがとうございました。

さて、先ほど事務局長報告のとおり定足数以上のご出席でありますので、これより、平成22年天草市農業委員会第1回総会を開会します。

なお、今月より、12月総会で事務局より報告があったとおり、農業委員会に対する国の指導に伴い、総会における審査の公正性の確保を図るため、農地法で定める許可基準等にとり、判定根拠を明確にしたうえで、審査を行うことといたします。

そのため、今回事務局より、新たに申請案件に関する許可基準等に基づく審査資料を配布しておりますので、まず審査資料について事務局より説明の後、これまでどおりそれぞれ担当委員より現地等の状況報告又は意見を伺いし審議したいと思います。

ですから、3条申請につきましても、基本的には4条、5条と同様な形で行うよう指導がっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、事務局の議案についての事務局の個々の読み上げにつきましては、総会運営の都合上、審議の効率化を図るため、申請の概略説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

---

○議長 それでは議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてであります。議事録署名委員については、10番元島正則委員、12番井上哲晴委員を指名いたします。

---

○議長 日程第2、議第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 審議に入ります前に先ほど会長のほうから説明がありましたとおり、総会の運営方法を変更いたします。

お手元に少し大きい用紙で、審査資料というものを配布しております。個別の審議に入ります前に、農地法の許可基準から見た審査基準の内容につきまして私から説明させていただきます。

まず、3条許可申請の審査資料から説明いたします。一番左上に区分という記載がありまして、番号、譲受人氏名を記載しています。番号はそれぞれの議案番号と同じです。譲渡人氏名は省略しまして、譲受人氏名だけを表示しています。

下の方に3条の許可基準から見た審査基準等としまして、許可をしてはならない基準を第1号から第7号まで記載しています。それぞれ個別に少し説明させていただきますと、第1号の全部効率利用要件、この中で通作距離、栽培作物、農機具・労働力及び技術、所有地の耕作状況等を申請書又は聞き取りによって判断するというところでございます。

第2号は農業生産法人が権利を取得する場合の要件、第4号は農作業常時従事要件でござ

ざいまして、農地等の権利を取得しようとする者等が、その取得後において、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合は許可できない。但し、農業生産法人、例外法人が取得する場合は例外となります。

第5号は下限面積要件でございます。天草市におきましては先月の総会で別段面積について、権利取得者の取得後の農地等の面積が40アール未満の場合許可できないことに決定いただいたところです。

第7号としまして、地域との調和要件がありまして、農地等の権利の取得後において行う耕作等の事業の内容並びにその農地等の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがある場合が許可できないこととなっています。

その他に第3号農地信託の禁止や第6号所有権以外の権限に基づく耕作農地の転貸制限が定めてあります。

一番下に農業生産法人以外の法人に対する特例貸借の場合で、許可要件を記載しています。具体的には不適切利用の場合等の解除条件付貸借契約締結があり、地域農業における適切な役割分担の下に継続、安定的な農業経営を行い、法人の場合の役員の常時従事要件があります。

また、耕作目的の買受適格証明願の審査も3条の審査内容と同様でございます。

続きまして、4条申請に係る農地法の許可基準から見た審査基準の内容をまとめています。基本的に審査基準の内容は、4条、5条、転用目的の買受適格証明願については同じになっています。農地転用に関する許可基準から見た審査基準等が大きく分けまして、立地基準と一般基準に分かれています。

まず立地基準につきまして、表の下に「農地区分及び許可基準」ということで記載していますが、農地区分とその内容の説明、区分に従った許可方針等を記載しています。見方としましては、農用地区域内農地とは、市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地で、転用は原則不許可で括弧内に例外の場合を土地収用法、農振法第8条第4項等として例示しています。

一般基準につきましては、1番から11番までそれぞれございます。1番の農地の区分と転用目的については、申請地が1種、2種である場合においてその農地を転用申請するやむを得ない理由の審査です。

2番が資力及び信用で、100万円を超える場合は預金残高証明、融資証明書等により計画の妥当性を判断し、法人の場合は、法令、定款、寄付行為等における業務の範囲内か確認し、過去に、許可後理由もないのに転用事業を行っていないことがなかったか信用関係を審査します。

3番で転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況を確認します。賃借権、使用貸借権、永小作権、質権、地上権等の権利や所有権移転仮登記、抵当権設定に係る登記名義人等、隣接農地所有者や排水に係る同意として、区長、土地改良区、水利組合等があります。

4番は、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の審査を行い、許可後、速やかに工事に着手し必要最小限の期間で申請の用途に供することができるかの審査です。

5番は行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みで、他の法令により義務付けられている行政庁との協議を行っているか、許可、認可の見込みなどを判断根拠とします。

6番は農地以外の土地の利用見込みですが、転用事業が農地以外の他の土地も利用する場合に、他の土地が申請目的に利用できるか否かについて審査し、見込みがなければ、転用の確実性がないものと判断することとなっています。

7番で計画面積の妥当性を客観的かつ総合的に判断することとなっています。

8番は宅地造成のみを目的する場合のその妥当性ですが、都市計画用途区域や例外許可として、農地法施行規則第47条第5号で定める19項目の場合があります。

9番は周辺の農地等に係る災害発生又は営農条件への支障の有無を、土砂の流出又は崩壊その他災害が発生する恐れ、農業用排水路の機能に支障を及ぼす恐れ、周辺農地の日照、通風等に支障を及ぼす恐れ、農道、ため池その他農地の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼす恐れがある場合などがあります。

10番は一時転用の場合で、利用後にその土地が耕作の目的に供されるかの確実性を判断することとなっています。

11番で法令、条例等により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況とその許可、認可の見込み等を審査することとなっています。

最後に許可が相当と認められる場合付すべき条件があるかを審査表に記載することになっています。

その下に、農業振興地域整備計画との関係を農振農用地区域の内か外かで記載しています。

これまでも、3、4、5条等の申請がありましたときは、申請書類の記載漏れ等がないか等の形式審査を行い、申請内容につきましては、現地確認を事務局及び委員さんにも行っていただき、農地法に照らして審査を行ったうえで総会に議案として提出してきた訳ですが、今回から、一覧表という形で審査内容を提示するという方法に変更した次第でございます。

それでは、3条申請案件については、一括して各担当より説明を申し上げます。

○事務局 お手元の議案と3条審査資料をご覧ください。それでは、1番の案件について説明します。●●町の譲受人が経営規模拡大のため、●●町の譲渡人より、●●町の田、畑を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率要件については、住所地から農地まで30分程度ですので、すべて容易に通作でき、申請地は稲、野菜を栽培される計画です。また農機具の保有状況・労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地はすべて耕作されており、また今回取得する農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行うと認められることから該当しません。農作業常時従事要件以下についても該当なしとなっております。

2番の案件について説明します。●●町の譲受人が経営規模拡大のため、●●町の譲渡人より、●●町の田、畑を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率要件については、住所地から農地までの距離はすべて10キロ以内で容易に通作でき、申請地は稲、柿を栽培される計画です。また農機具については関係農家から借りておられますが、労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地はすべて耕作されており、また今回取得する農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行うと認められることから該当しません。農作業常時従事要件以下についても該当なしとなっております。

3番の案件について説明します。●●町の譲受人が経営規模拡大のため、●●町の譲渡人より●●町の田を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率要件については、住所地から農地までの距離はすべて10キロ以内で容易に通作でき、申請地は稲、野菜、柿を栽培される計画です。また農機具の保有状況・労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地はすべて耕作されており、また今回取得する農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行うと認められることから該当しません。農作業常時従事要件以下についても該当なしとなっております。

4番の案件について説明します。●●町の譲受人が経営規模拡大のため、●●町の譲渡人より●●町の田を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率要件については住所地から農地までの距離はすべて10キロ以内で容易に通作でき、申請地は稲、野菜、柿を栽培される計画です。また農機具の保有状況・労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地は、すべて耕作されており、また今回取得する農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行うと認められることから該当しません。農作業常時従事要件以下についても該当なしとなっております。

5番の案件について説明します。●●町の譲受人が経営規模拡大のため、●●町の譲渡人より●●町の畑を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率要件については、住所地から農地までの距離はすべて10キロ以内で容易に通作でき、申請地は稲、野菜、みかんを栽培される計画です。また農機具の保有状況・労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地はすべて耕作されており、また今回取得する農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行うと認められることから該当しません。農作業常時従事要件以下についても該当なしとなっております。

○事務局 6番の案件につきまして説明します。●●町の譲受人が農業経営規模拡大のため、●●町の譲渡人より、●●町●●の畑を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率要件については住所地から農地までの距離はすべて10キロ以内で容易に通作でき、申請地は野菜を栽培されるそうです。また、農機具の保有状況・労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在

の保有農地はすべて耕作されており、また、今回取得する農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行うと認められることから該当しません。農作業常時従事要件以下についても該当なしとなっております。

7番の案件につきまして説明します。●●町の譲受人が農業経営規模拡大を図るため、●●町の譲渡人より、●●町の畑ほか13筆を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率用件につきましては、住所地から農地までの距離は、すべて10キロ以内で容易に通作でき、譲渡人が離農されるため果樹園を引き継がれるそうです。また、農機具の保有状況・労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地はすべて耕作されており、また、今回取得する農地についても耕作を行うとのことでしたので、全部効率利用を行うと認められることから該当しません。農作業常時従事要件以下についても該当なしとなっております。

8番の案件につきまして説明します。●●町の譲受人と譲渡人は、親子で譲渡人が高齢のため後継者の譲受人へ、田7筆、畑21筆を一括贈与したいというものです。

全部効率用件につきましては、親子間の生前贈与ということで、農機具の保有状況・労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地はすべて耕作されており、全部効率利用を行うと認められることから該当しません。農作業常時従事要件以下についても該当なしとなっております。

○議長 それでは、1番から順に担当委員より説明をお願いします。なお、担当案件が複数ある場合は一括して説明をお願いします。

○委員 1番について説明いたします。譲受人は●●で●●経営をしておられますが、農業も親戚4名と一緒にされているそうです。経営面積が13町余りで、水稻、野菜等を中心に経営を行っておられるそうです。譲受人が担当地区外にお住まいだったので、●●地区担当の●●委員さんにお尋ねしたところ、自分が会って聞いてくるとおっしゃってくださり、現在の経営状況、農地の状態など、申請書記載のとおりであったと教えてくださいました。今回の売買についても、経営規模拡大ということで問題ないと思います。

○議長 ただ今説明がありました1番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、2番の件につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○事務局 2番につきましては、担当の●●委員さんが欠席であり、現地確認時の状況等について説明を依頼されていますので、事務局よりご説明させていただきます。現地確認を行ったところ、申請地の6筆については現に耕作されており、譲受人も10町余りを熱心に耕作している農業者だということで、特に問題になる場所は無いとのことで、よろしくご審議をお願いしますとのことでした。

○議長 ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、3番の件につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○委員 3番について説明いたします。申請された水田は、譲受人の隣の水田で、自分の水田の排水を良くするため、譲渡人の水田の排水路を少し移設させてもらえないかと相談したところ、買ってこれということで合意ができたそうです。現在も耕作されており問題になるところは無いと思います。審議方よろしくをお願いします。

○議長 ただ今説明がありました3番の件について、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、4番の件につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○委員 4番と5番につきましてご説明いたします。4番につきましては、申請地が譲受人の自宅から100メートルほどの場所にあります。現場に行きましたとき、ちょうど大根をつくっておられて、高齢ですが、かくしゃくとして農業をされておられました。娘さんと孫に野菜をあげるのが楽しみとおっしゃっていました。1筆ですが3枚の水田になっていました。草刈管理をしてあったようすがうかがえましたが、耕作するには問題ないと思います。

次に5番ですが、譲渡人は元勤め人で現在は退職されておられます。譲受人も元は勤め人でしたが、退職後は主にミカンや野菜をつくっておられます。申請地が譲受人の自宅の隣で、40年ほど前から借りてずっと耕作を続けてこられていたそうです。数種類の野菜が栽培されていました。問題は無いと思いますので、ご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました4番の件について、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

○議長 続きまして、5番の件について、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、6番の件につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○委員 6番につきましてご説明いたします。譲受人は5反ほどを耕作されておられますが、

規模拡大のために畑を購入されるそうです。申請されている現地も良く耕作されており、特別問題は無いと思います。審議方よろしくをお願いします。

○議長 ただ今説明がありました6番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、7番の件につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○委員 7番、8番について説明いたします。7番ですが、譲渡人と譲受人は兄弟でして、譲渡人が心臓が悪くなって今年からミカン園の管理ができないという事で、妹である譲受人と売買で話がまとまったそうです。現地はよく管理されていて、栽培にも適した所でした。問題は無いと思いますので、よろしくご審議下さい。

8番は親子間の生前一括贈与です。水田とミカン園で、現地確認に行きましたが、どこもよく管理されていました。問題は無いと思いますので、ご審議をよろしくをお願いします。

○議長 ただ今説明がありました7番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

○議長 続きまして8番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

---

○議長 日程第3、議第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局、担当委員の順に説明をお願いいたします。

○事務局 1番の案件について説明します。●●町の申請人は、自己住宅用地の一部と庭用地、法面の部分で畑4筆を転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は、第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しております。

○委員 。申請地は小高い丘の上になりますが、大分前から既に住宅が建築されておりました。隣接している農地所有者からも同意書が添付され、申請人の始末書が添付されています。審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただ今説明がありました1番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、2番につきまして説明をお願いします。

○事務局 2号案件について説明します。●●町●●の申請人は牛舎、牛の運動場、飼料置場用地とするために水田を転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は農用区域内農地となっておりますが、農用区域内であっても事業目的が農業用施設又は農業用設備であれば許可ができることとなっております。次に一般基準ですが資力及び信用要件は自己資金及び借入れについての証明書は提出してあり適当であります。以下記載のとおりとなっております。基準に適合しております。

○委員 申請人は、畜産で農業経営を行っておられますが、自宅の隣にある現在の牛舎が手狭になり、自宅近隣にある農地で繁殖牛の規模拡大を図るために申請されたものです。特別問題は無いと思います。よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、3番につきまして説明をお願いします。

○事務局 3番の案件について説明します。●●町の申請人は、自己住宅建設用地とするため、●●町の畑を転用し、隣接する宅地と合わせて住宅を建設したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は第2種農地となっております。次に一般基準ですが、資金力及び信用要件は、借入れについての証明書が提出してあり適当であります。以下、審査資料記載のとおりとなっております。基準に適合しております。

○委員 写真をご覧いただきたいと思います。事務局の説明の中にあつた隣の宅地も一緒に写っています。以前はここに牛舎がありましたが、既に取り壊されています。隣接同意もついていますし、汚水は下水道に放流という事で何ら問題は無いと思います。よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました3番の件について、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

---

○議長 日程第4、議第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたしま

す。1番について事務局、担当委員の順に説明をお願いいたします。

○事務局 1番の案件について説明します。●●町の譲受人が、倉庫敷地への進入路として利用するため、●●町の譲渡人より●●町の畑を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。次に、一般基準ですが、資金力及び信用要件は、自己資金で100万円以下のため証明書添付は不要です。また、過去に事業不履行等もないため適当であります。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○委員 場所が●●ダムの下付近になります。ダムに行く道路と申請人の工場敷地に挟まれた細長い畑が残っていたのを大型車の出入り口及び工場敷地として利用するために申請があります。隣接した農地もなく周辺への影響も無いところです。問題は無いと思います。審議をよろしくお願いします。

○議長 ただ今説明がありました1番の件について、質疑はありませんか。  
(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。  
それでは、2番につきまして説明をお願いします。

○事務局 2番の案件について説明します。●●市在住の譲受人は、自己所有の畑の隣接地にクヌギを植栽するため、●●町の2名共有の譲渡人から●●町の畑を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。次に一般基準ですが、資金力及び信用要件は、自己資金で、100万円以下のため、証明書不要です。また、隣接の畑等の日照通風には配慮し、隣地から離して植樹し、また高木にならないように管理するというので、1名を除き隣接同意も添付されています。同意を得られなかった方については理由書が添付されていますが、対象農地は、申請地の北側にあり、実質的には耕作もされておらず、写真をご覧いただければ判ると思いますが耕作道路になっています。また、念のため5メートルほど離して植樹する計画です。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○委員 現場は小高い丘みたいになっています。譲受人の住所は●●になっていますが、元々は地元の人で、数年して定年になったらこちらに帰って来る予定だそうです。申請地も自己所有地の隣地で、管理が容易なようにクヌギを植林し、帰って来て木がある程度になったら椎茸栽培の原木にするそうです。また、同意書を書いてない人とも話をしましたけれども、植林自体には反対ではないが、他に私的な理由があり、同意書に署名はしなかったそうです。所有権移転と転用行為には反対でないので、問題は無いと思います。よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありませんか。  
(質疑なしの声あり)

- 議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。  
それでは、3番につきまして説明をお願いします。
- 事務局 3番の案件について説明します。この案件につきましては4条申請も同時にあつておりましたが、●●町の譲受人が公道から自己住宅への進入通路として、●●町の2名の譲渡人から田と畑の3筆を売買により取得したいというものです。  
別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。既に転用がなされておりますので、始末書が添付されており、他の要件につきましては記載のとおりとなっております、基準に適合しております。
- 委員 4条申請に添付されている見取図と写真をご覧いただきたいと思います。現場は小高い丘の上に家が建っていますが、県道から家に行くまでの通路となります。傾斜があるため若干面積が広がっています。既に転用され、通路として利用されています。関係者同意書と始末書が併せて添付されています。審議をよろしくをお願いします。
- 議長 ただ今説明がありました3番の件について、質疑はありますか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。  
それでは、4番につきまして説明をお願いします。
- 事務局 4番の案件について説明します。●●町の譲受人が自己住宅建設用地とするため、●●町の譲渡人より●●町の畑を売買により取得したいというものです。  
別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件は、自己資金についての残高証明書が提出してあり適当であります。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。
- 委員 譲渡人と譲受人は兄弟関係です。まず見取図と写真をご覧いただきたいと思います。写真に写っている家の隣の空き地が申請地になります。周辺は宅地化が進み、耕作されている農地は無くなりつつあります。関係権利者等の同意書も添付されており、問題は無いと思います。ご審議をお願いします。
- 議長 ただ今説明がありました4番の件について、質疑はありますか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。  
それでは、5番につきまして説明をお願いします。
- 事務局 5番の案件について説明します。●●町の譲受人が自己住宅用地の一部として、

●●町の譲渡人より、●●町の畑を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○委員 4号案件の写真に写っている住宅の敷地の一部になります。以前に譲受人が住宅を建てるとき、所有者との合意のうえではありますが、敷地境界を分筆せずに整形して、建築してしまっていたそうです。今回4号案件の申請と一緒に分筆して転用申請を行うことになったと聞きました。写真の中に黒線で表示されている部分になります。始末書も添付されています。ご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました5番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、6番につきまして説明をお願いします。

○事務局 6番の案件について説明します。譲受人は駐車場用地とするために、譲渡人7名より●●町●●の田を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。次に一般基準ですが資力及び信用要件は自己資金についての証明書は提出しており適当であります。隣接農地の同意について、権利関係が複雑で相続ができないため、同意書の取得ができない旨の理由書が添付されています。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○委員 見取図と写真をご覧ください。●●の駐車場ですが、雑種地となっている他の土地と併せて一部が既に舗装され駐車場として利用されていますので、始末書が添付されています。なお、計画図及び写真の中に一部抜けている土地があります。この土地については、現在耕作されていないので購入したいが、相続登記が難しいということで除外しているということでした。この分の農地について隣接同意が取れていないということです。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長 ただ今説明がありました6番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、7番につきまして説明をお願いします。

○事務局 7番の案件について説明します。●●町の譲受人は、自己住宅建設用地とするため親である譲渡人より、●●町の畑を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は第2種農地となっております。次に一般基準ですが、資金力及び信用要件は、自己資金及び借入れについての証明書が提

出してあり適当であります。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○委員 事務局の説明にありましたように親子関係ですが売買で申請ができています。見取図及び写真をご覧いただければわかりますが、農家住宅が点在している地区ですが、隣接地には農地がなく、排水同意についても道路側溝に放流する計画で、特に問題は無いと思います。ご審議をよろしく申し上げます。

○議長 ただ今説明がありました7番の件について、質疑はありませんか。  
(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。  
それでは、8番につきまして説明をお願いします。

○事務局 8番の案件について説明します。●●町の借受人2名で自己住宅建設用地とするため親である貸渡人より、●●町の田を使用貸借したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は、第2種農地となっております。次に一般基準ですが、資金力及び信用要件は、自己資金及び借入れについての証明書が添付してあり適当であります。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○委員 借受人は夫婦で貸渡人とは親子関係になります。現在借家住まいで自己住宅を建設するために使用貸借で申請がされています。汚水は合併処理浄化槽で処理後道路側溝に放流し、隣接農地及び関係権利者の同意も得られています。特に問題は無いと思いますのでご審議をよろしく申し上げます。

○議長 ただ今説明がありました8番の件について、質疑はありませんか。  
(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。  
それでは、9番につきまして説明をお願いします。

○事務局 9番の案件について説明します。●●町の譲受人は、船置場用地とするため譲渡人より、●●町の田を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は、第2種農地となっております。次に一般基準ですが、資金力及び信用要件は、自己資金で100万円以下のため証明書は不要です。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○委員 譲受人は中古船舶の売買をされており、現在国道266号線沿いに展示場を設置されていますが、余裕地が無くなり海岸に接している申請地を購入し、船置場として利用したいということでした。給排水は無く、隣接農地もありません。特に問題は無いと思いますのでご審議をよろしく申し上げます。

○議長 ただ今説明がありました9番の件について、質疑はありませんか。

- 委員 自動車の展示場ではなく、船置場なんですか。船は海に浮かべるのが普通と思いますが、その辺について少し詳しく説明していただけませんか。
- 委員 写真をご覧いただきたいと思いますが、申請地は隣接の山の陰地になりまして、作物の出来が良くなかった湿田でした。●●委員がおっしゃられるように近頃は船が陸に上がって並べられていることも多くなりました。申請地は海がすぐそばにあるので、中古船舶の展示場として利用しながら、リフト等を使って海に浮かべ試乗することも容易にできるということで選定されたそうです。
- 議長 ●●委員よろしいですか。
- 委員 わかりました。ありがとうございました。
- 議長 他に質疑はありませんか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。  
それでは、10番につきまして説明をお願いします。
- 事務局 10番の案件について説明します。●●●土地改良区が、農業用施設用地(排水路)とするため譲渡人より、●●町の畑を贈与により取得したいというものです。これは、昭和●●年度から平成●●年度にかけて行われた県営●●地区排水対策特別事業において、県が譲渡人の親から売買で取得し、事業完了に伴って●●●土地改良区へ贈与されたものであります。本来、その時々で所有権移転登記を行わなければならないものですが、所有権移転の時期と地籍調査の時期が重なったため、そのままになっていたものです。その後、平成●●年に譲渡人が相続され、平成21年にこの事態が判明し譲渡人へ事情を説明し、今回の申請になっております。  
別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は、農用地区域となっておりますが、農業用施設のため問題ありません。次に一般基準ですが、工事は既に完了し、土地改良事業に伴う権利者会議も終了しております。その他の基準につきましても記載のとおりとなっております、基準に適合しております。
- 委員 事務局が詳しく説明しましたので、説明することは余り無いんですが、写真をご覧いただきたいと思います。工事が完了して、ブロック積の立派な排水路と、樋門が出来上がっております。県営工事で行われたものですし、何の問題も無いものと思います。よろしくをお願いします。
- 議長 ただ今説明がありました10番の件について、質疑はありませんか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

---

○議長 日程第5、議第4号農地買受適格証明願（転用目的）についてを議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 1番について説明いたします。●●町の申請人は、自分が経営している●●会社の資材置場が手狭になっているので、申請地を購入して会社への貸資材置場として利用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は、第2種農地となっています。次に一般基準ですが、資金については100万円以下で、証明書は添付不要ですし、関係権利者の同意書も添付されています。その他の基準につきましても記載のとおりとなっております。基準に適合しております。なお、附帯決議として、「当該買受適格証明書の交付を受けた者が最高価格申出人又は次順位買受申出人となり、農地法第5条の規定による許可申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き県へ進達できるものとする。」といたします。

また、本日は担当委員である●●委員が欠席で、委員さんより現地を確認したときの状況を報告してくださいということでした。現地は既に耕作がされておらず、雑種地のようになっています。周辺も道路と山林に囲まれて問題は無いということでした。よろしくご審議方お願いしますということでした。よろしく申し上げます。

○議長 ただ今説明がありました1番の件について、質疑はありませんか。  
（質疑なしの声あり）

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。  
（異議なしの声あり）

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

---

○議長 日程第6、議第5号農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 第5号議案について説明します。市長より農用地利用集積計画の決定を求められています。1番の●●ほか利用権の再設定の計画が3件、新規設定の計画が15件です。合計面積は36,621㎡です。

以上の計画は、市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第4の1の（1）の①のアに掲げる要件である、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、等各要件を満たしております。

○議長 事務局から説明がありましたが、各担当委員より補足説明はありませんか。  
（なしの声あり）

○議長 無いようですので、ただいま説明がありました1番から18番までの件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、1番から18番までの件につきましては、原案のとおり可決しました。

---

○議長 それでは、日程第7、議第6号天草市農業委員会委員選挙人名簿登載申請に係る資格審査についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 説明いたします。本件につきましては、農業委員会等に関する法律施行令第3条の規定により、1月31日までに申請書を調整し、選挙管理委員会に提出する必要があります。この申請書につきましては、先日各支所、本庁において各担当の農業委員さん方に事前にチェックをしていただきましたが、本日、最終的審査をお願いするものであります。

農業委員の選挙人名簿への登載について、関係農業者より11,287人の申請がありました。現段階で、面積不足や従事日数不足等により減少した人数があり、申請に基づく選挙権を有する者の数は10,787人となっており、昨年度より590人減少しています。この後、農業委員会認定分の最終チェックを行っていただきました数を加えまして選挙管理委員会に提出いたします。選挙管理委員会に提出いたしますと、選管において、住所や年齢など必要な要件について審査を行い、2月20日までに選挙人名簿の調整をし、2月23日から15日間、市役所において縦覧を行い、その後3月31日に選挙人名簿が確定するということになります。それでは、会場の中央に申請書を提出しておりますので、最終確認審査をお願いしたいと思います。

○議長 それでは、地域別に審査をしていただきますので、その間暫時休憩といたします。

(名簿登載申請書及び職権により修正する者について審査を行う。)(27分間)

○議長 それでは、休憩前に引き続き再開いたします。ただいま各地域ごとに審査をしていただきましたので、これに基づき事務局で整備調整し、選挙管理委員会に提出することで進めてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がないようですので、そのように進めさせていただきます。

---

これで、本日提案されました案件の審議を全て終了いたしました。

これをもちまして、平成22年天草市農業委員会第1回総会を閉会いたします。

午後3時53分

閉会